

第2回河川内樹木等のバイオマス利用促進セミナー

【質疑応答及び意見交換要旨】

2025年3月6日

講演テーマ毎の質疑応答



質問	回答	回答者
温対法で使用する排出係数にいずれ「ライフサイクルGHG」が算出されたものが適用されるのか。	✓ 排出係数は事業者別になるため、発電所によって異なります。燃料の排出量も林地残材の収集や運搬、加工の排出量が使えることになるため、加えていくことになります。 ✓ ただ、河川内樹木は自然状態で生育しているものであるため、その樹木が育つ部分についてのCO2の排出はカウントしないことになるはずと考えます。	日本木質バイオマスエネルギー協会
	✓ 温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、企業単位の排出量（スコープ1＋2）を算定することを目的に燃料毎の排出係数を定めており、燃料のライフサイクル全体を考慮した排出係数とすることは現状では想定していません。	環境省
河川内樹木利用者の採算性はどのように判断すればよいのか。	✓ 河川内樹木を一般木質発電の燃料材として利用する場合、発電所着の木質チップの受入価格は絶乾状態で12,000円/ t ほどですので、水分量が40%の生チップであれば7,200円/ t ほどになります。 ✓ 河川内樹木の場合、立木価格は不要と考えられますので、現地での燃料収集、運搬、チップ加工のコストが7,200円/ t 以下であれば採算が取れると考えられます。	日本木質バイオマスエネルギー協会

質問	回答	回答者
配付資料 3 ページ左上の円グラフの「廃棄物処理方法が不明」とされている部分（緑色部分）について、処理事業者がリサイクルしているのではないかと。	✓ 当時（令和 2 年度）の調査において、処理事業者によるリサイクルの状況までは把握していないため、（循環資源等として）再利用しているケースがある可能性はございます。	国土交通省
無償提供を検討する際に売り払いの検討は必須なのか。	✓ 配付資料 17 ページに記載のとおり、基本的な考えとしては、物品管理法に基づく売払いの手続を経ても残った残材のうち、有用であるものは循環基本法に基づく循環資源として無償配布とする扱いとなります。	
	※客観的に売払いの対象とはならない品質であると説明がつくのであれば、売払いの手続を経ずに循環資源として無償配布するという選択はあるかと思えます。	
仮置き場は河川区域内に限定されているのか。	✓ 河川区域の内外に集積場を設けることは可能です。	
	※「河川内樹木採取民間活用ガイドライン（案）令和 5 年 3 月版」の「第 1 章 6. 公募型樹木採取の更なる取組」に集積場の考え方を記載しています。	
仮置き場は河川区域内に限定されているのか。	✓ ダム由来の流木も一般木質バイオマスの燃料区分の対象となるため、当省のダム管理担当ラインにも本トライアルに関する取組について情報を共有しておきます。	

その他の質疑



※セミナーの時間の制約上、当日は頂いていた質疑の一部のみに回答しております

質問	回答	回答者
木質バイオマスに竹は含まれるのか。 また、竹を用いたバイオマス発電の事例はあるか。	✓ 竹の成分にはSi（ケイ素）が多いために、燃焼時にガラス質になりボイラの中で固形化して悪影響を及ぼします。そのため、竹の燃焼を嫌う事業者は多いですが、まったくないわけではないため、竹を混在させて供給する場合は、竹が使えるか事業者と意思疎通をする必要があります。そうしないとトラブルのもとになります。 ✓ なお、少なくとも河川内樹木の利用で、竹を中心にした事例は聞いたことはありません。	日本木質バイオマスエネルギー協会
ニセアカシアやイタチハギ等の外来種はバイオマスとして利用可能か、抜根・伐採木の適切な処理方法を知りたい。	✓ 外来種の樹木であっても木質バイオマス燃料として使用することは可能です。 ✓ ただし、ニセアカシアの場合、萌芽更新が旺盛なことから、駆除することを目的に燃料にするのであれば、巻き枯らし等の方法によって枯死させてから利用する等の工夫が必要です。で、土地管理者の指示に従ってください。	日本木質バイオマスエネルギー協会
廃棄の対象となった河川内樹木の品質の知見は如何に。	✓ 河川内樹木由来のチップと山からのチップの比較について、河川内樹木は広葉樹が主なので単位重量当たりの熱量は高いです。このため、杉の生チップより河川内樹木の広葉樹チップの方が効率は良いと考えております。 ✓ なお、収集する際に土が付着しますが、採取する際に振るう等の対応で、品質としては問題はないと考えております。	日本木質バイオマスエネルギー協会
	✓ 廃棄対象となった伐採木の品質の知見は持ち合わせておりませんが、河川産出物、物品及び循環資源の対象とならなかったものが廃棄処分となることを踏まえると、国土交通省の配付資料4ページに掲載の成分分析の情報が参考になるのではないかと考えられます。	国土交通省
伐採木の売払いにかかる単価はどのように決められているのか。	✓ 単価は決まっておらず、主に参考見積等で決められているものと考えております。	国土交通省
（民間利活用に際し）河川法第32条の採取料がネックと思われるがこの点についての見解は如何に。	✓ 現状、本取組の趣旨に理解された上で一定数の地方自治体では採取料を無償として扱っていたいております。	国土交通省
以前、仮置き場での保管期間が長かったせいか、腐食等により品質が悪い残材が見受けられた。	✓ ご指摘のとおり、集積してある伐採木が朽ちてしまったケースもあるため、今後、集積場の管理ルールを策定する場合には保管期限といったことも検討していきたいと考えております。	国土交通省